

ワイドRoom保険について

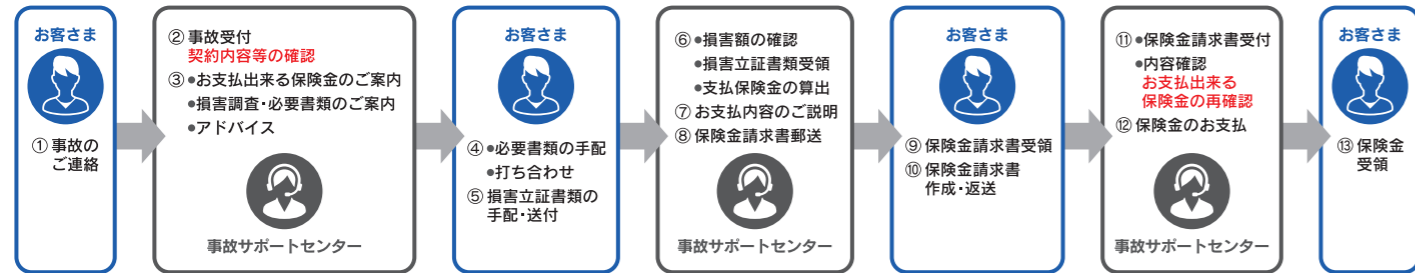
保険金の種類	支払事由	保険金の額	限度額(保険金額)	保険金等をお支払いできない主な場合		
損害保険金	1. 火災 2. 落雷 3. 破裂または爆発 4. 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ 5. 風災・雪災・ひょう災 6. 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 7. 騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害額	200万円 300万円 400万円 500万円 600万円 700万円 800万円 900万円 1,000万円	・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居する者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ・家財が壁外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または当該等の野外の直柱庫裏を境で置付けきのものにある場合を除く ・持ち出し家財である自転車の盗難		
	8. 家財の盗難 9. 通貨の盗難		損害額×100% 200万円 300万円 400万円 500万円 600万円 700万円 800万円 900万円 1,000万円	1. 家財につき50万円を限度 1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき50万円を限度 1. 家財、1世帯ごとに200万円を限度	・盗難もしくは持ち出し家財の紛失または置き忘れ	
	10. 預貯金証書の盗難		損害額×10% 20万円 30万円 40万円 50万円 60万円 60万円 60万円 60万円 60万円	1. 家財、1世帯ごとに200万円を限度	・家財が壁外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または当該等の野外の直柱庫裏を境で置付けきのものにある場合を除く	
	11. いたずら		損害額×100% 200万円 300万円 400万円 500万円 600万円 700万円 800万円 900万円 1,000万円	1. 家財、1世帯ごとに200万円を限度	・持ち出し家財である自転車の盗難	
	費用保険金等		臨時費用保険金	損害保険金×30%	1. 事故につき100万円を限度	・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ・上記以外の放射性放射または放射能汚染 など
			修理費用保険金	実費	1. 事故につき100万円を限度 ※ただし、住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度 (注)住宅内での被保険者の死亡の場合は、被保険者または被保険者の法定相続人	
			水道管等修理費用保険金	実費	1. 事故につき10万円を限度 ※ただし保険期間中1回を限度	
			地震火災費用保険金	保険金額×5%	※ただし保険の目的の再調達価額の5%限度	
			ドアロック交換費用保険金	実費	1. 事故につき3万円を限度	
			ピッキング防止費用保険金	実費	1. 事故につき3万円を限度	
	洗面台交換費用保険金		実費	損害保険金×5%を限度		
	近隣見舞費用保険金		実費	損害保険金×5%を限度		
緊急避難費用保険金	実費	損害保険金×5%を限度				
洗面台交換費用保険金	実費	1. 事故につき5万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度	《洗面台交換費用保険金》 ・洗面台以外(洗面ボウルと一体化していない鏡、収納鏡、薬箱、洗面台、水栓器具等)の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損 など			
ガラス交換費用保険金	実費	1. 事故につき10万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度	《便器交換費用保険金》 ・便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損 など			
便器交換費用保険金	実費	1. 事故につき10万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度	《浴槽交換費用保険金》 ・浴槽以外(洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納鏡、洗面台、水栓器具等)の破損または汚損 ・器具内部(浴槽のエプロンカバーの内部を含む)の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損 など			
浴槽交換費用保険金	実費	1. 事故につき5万円を限度 ※ただし、保険期間中1回を限度				
遺品整理費用保険金	実費	1. 事故につき30万円を限度				
損害防止費用	実費					

※家財保険と賠償責任保険を常にセット販売しているため、上記の保険料は家財保険と賠償責任保険の合計額である。賠償責任保険の保険料は補償プランにかかわらず、2年一括払い7,000円、年払い4,200円、月払い400円である。※1事故において、上記によって計算された額の合計額(損害防止費用を除く)が1,000万円を越える場合には、1,000万円を支払う。この場合において、保険期間を通じて1回を限度とする費用保険金(水道管等修理費用保険金、洗面台交換費用保険金、ガラス交換費用保険金、便器交換費用保険金および浴槽交換費用保険金)とその他の保険金が同時に支払われる場合は、その他の保険金を優先的に支払う。※全損失効の場合を除き、保険金を支払った後でも保険金額は減額されず変更する。

保険金の種類	支払事由	保険金の額	限度額(保険金額)	保険金等をお支払いできない主な場合
賠償責任	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより住宅を損壊した場合で、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 日本国内において、住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	所定の実費	1,000万円	・ご契約者や被保険者の故意 ・被保険者の心神喪失または指図 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任 など

※1事故において支払う保険金は1,000万円を限度とする。

■保険事故のご連絡から保険金のお受け取りまでの流れ



■ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は

ご契約・異動/お問い合わせダイヤル(受付時間/平日9:00~17:00)  
**0120-767-081**

■もしも事故にあわれたら

事故受付専用ダイヤル(24時間365日対応)  
**0120-519-482**

■お問い合わせ

日本ワイド少額短期保険株式会社  
 〒818-0083 福岡県筑紫野市針摺中央2丁目16-8 3階  
 TEL.092-983-8014 FAX.092-983-8016  
<http://www.japanwide.co.jp/>

取扱代理店



居住用住宅における様々なリスクをカバー  
**ワイドRoom保険**

ワイドRoom保険は、居住用住宅にお住まいの方を対象とし、お客様の家財の補償に加え、家主様、第三者への賠償で賠償責任の補償もセットにした保険です。



ワイドRoom保険6つの特徴

- 1 居住用住宅におけるリスクをしっかりとサポート!!**  
ワイドRoom保険は居住用住宅にお住まいの方を対象とし、お客様の家財の補償に加え、家主様、第三者への賠償責任の補償もセットにした保険です。
- 2 家財の損害額は再調達価額基準でお支払いします!!**  
ワイドRoom保険は再調達価額の基準で損害額をお支払しますので、万一の場合でも損害保険金で同等の家財が購入できます。 ※貴金属等は時価額基準となります。 ※損害額は家財の損害保険金額(ご契約プランの額)が限度です。
- 3 損害保険金等はおお客様の自己負担額はありません!!**  
損害保険金等をお支払する際にお客様からの自己負担額(免責金額)はありません。また、風災・雪災・ひょう災は損害額の条件を設けておりませんので、小さい損害でもお支払いいたします。
- 4 ルームシェアもOK!!** 被保険者と同居する方の家財も補償しますので1つの契約でしっかりとカバーします。
- 5 洗面台・便器・浴槽をうっかり破損した場合の交換費用を補償します!!**  
住宅の洗面台・便器・浴槽をうっかり破損した場合や、熱(火災を除きます)によりガラスが破損した場合も、交換費用をしっかりと補償します。
- 6 法人等契約の被保険者に関する特約あり!!**  
保険契約者の役員または使用人のうち、借戸室に居住している方を自動的に被保険者とする特約です。入居する使用人等の入れ替わりが発生しても異動の手続きが不要で自動的に被保険者の変更されます。

## 家財保険

	1.火災	2.落雷	3.破裂または爆発	4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ	5.風災・雪災・ひょう災	6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊	7.騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為	8.家財の盗難	9.通貨の盗難	10.預貯金証書の盗難	11.いたずら	12.水害
家財の補償 (損害保険金)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
持ち出し家財保険金	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
臨時費用保険金	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	
修理費用保険金(※)	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	—	
ドアロック交換費用保険金	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	
ピッキング防止費用保険金	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	—	
残存物清掃費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
近隣見舞費用保険金	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
緊急避難費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	
遺品整理費用保険金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※修理費用保険金は上記の事故以外に、「被保険者の死亡によって生じた借用住宅の損害(50万円限度)」をお支払いします。修理費用保険金は居住する住宅が借用住宅の場合に限りです。

## さらに次の補償もお支払いします!

### 洗面台交換費用保険金

住宅の洗面台が破損または汚損し、交換した場合にお支払いします(経年劣化を除きます)。

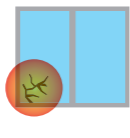
※交換した場合が対象です。



### ガラス交換費用保険金

熱(火災を除きます)により住宅のガラスが破損し、交換した場合にお支払いします。

※交換した場合が対象です。



### 便器交換費用保険金

住宅の便器が破損または汚損し、交換した場合にお支払いします(経年劣化を除きます)。

※交換した場合が対象です。



### 浴槽交換費用保険金

住宅の浴槽が破損または汚損し、交換した場合にお支払いします(経年劣化を除きます)。

※交換した場合が対象です。



### 水道管等修理費用保険金

凍結により専用水道管または住宅の給湯器に損害が生じた場合にお支払いします。



### 地震火災費用保険金

地震・噴火・津波による火災で家財が損害を受け、次の状態になった場合にお支払いします。  
a.住宅が半壊以上  
b.家財が全焼



### 損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止をされた場合にお支払いします。



※お支払いする場合の詳細につきましては、必ずパンフレットの裏面および約款をご覧ください。

## 賠償責任保険

お部屋の家主様や第三者に対する賠償責任を補償します。

### 家主様向け

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより居住する住宅が損壊した場合で、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合。



### 第三者向け

居住する住居の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。



## お客様に多い事故例

### ■水漏れ

上の階から水が漏れてテレビが映らなくなった。

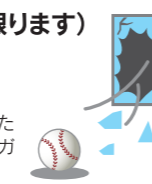


### ■修理費用保険金(借用住宅に限りです)

いたずらによってドアのノブが壊された。



外から飛んできたボールなどで窓ガラスが割られた。



盗難により窓ガラスが割られた。



### ■賠償責任保険

洗濯機のホースが外れて水が溢れ、自分の部屋の床、壁および階下の部屋の天井に損害を与え、家主に賠償をした。



火災を起こしたため入居している部屋に損害を与え、家主に賠償をした。



### ■第三者向け

ベランダから物を落として歩いてきた人にけがをさせた。



洗濯機のホースが外れて水が溢れ、階下の家財を濡らしてしまった。



## ◎日本ワイドからののお知らせは、SMSで契約者様のケータイに届きます。

弊社からののお知らせは、お申込書にご記入いただきました携帯電話番号にショートメール(SMS)でお送りいたします。0120-767-081(ソフトバンクの携帯をご利用の場合は22887が表示されます)からのSMSは契約中必ずご確認くださいませよう願いたします。

※法人様、携帯電話をお持ちでないお客様は封書で郵送いたします。

### お知らせ確認手順

- 0120-767-081から登録携帯電話のSMSにお知らせが届きます。
- 本文中のURLを開きます。
- 携帯電話の電話帳へ日本ワイド少額短期保険でご登録ください。
- お客様認証画面が開くので、生年月日を入力してください。
- お客様へのお知らせ詳細が確認できます。

届くお知らせは、「引受承諾書」、「初回口座振替未納」、「失効通知」、「支払案内」、「解約返戻金のお知らせ」、「更新のご案内」等です。なお、書面で必要な方は、弊社までご連絡ください。このSMSは配信専用ですのでご返信は出来ませんのでご了承ください。

## ◎お引越(退居)解約される際は、手続きが必要です。

ご契約中の保険契約内容に変更が生じた場合は、ご契約者様から保険会社に直接お申出の上、お手続きをいただく必要があります。

### — お手続きが必要な場合(主なもの) —

- 契約している借戸室(施設)から転居(移転)するので補償対象の変更をしたい。
- 契約している借戸室(施設)から転居(移転)するので解約をしたい。
- 保険契約者・被保険者の改姓・名称の変更をしたい。
- 保険契約者の住所変更したい。
- 保険契約者・被保険者がなくなった。 ※ご契約内容によって、ご遺族は「修理費用保険金」「遺族整理費用保険金」をご請求いただける場合がありますのでご確認ください。

解約される場合には、解約返戻金が発生する場合がありますので、お早めのご連絡をお願いいたします。



- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款(弊社ホームページ <https://www.japan-wide.co.jp/insurance1/> )にございます)をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので、必ずご確認ください。

## 1.商品の仕組み

弊社の家財保険・賠償責任保険は居住用住宅向けの火災保険です。

家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金等をお支払いします。また、賠償責任保険は火災等の事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

## 2.補償内容

- (1)「家財保険・賠償責任保険」の補償内容(※1回の事故に対して支払う損害保険金等および賠償責任保険の限度額は各々1,000万円です) 保険金等をお支払いする事由は次のとおりです。詳細については、弊社ホームページ、約款をご確認ください。

### ■保険の目的(補償されるもの)

保険の目的は、居住する住宅に収容されている動産で被保険者および被保険者と同居する方が所有する「家財」です。

### ■保険の目的のお支払保険金の基準について

保険の目的である、家財の損害および持ち出し家財は再調達価額(※1)基準の実損害額でお支払します。ただし、貴金属等は時価額(※2)基準になります。その他詳細は、弊社ホームページ、約款をご覧ください。

※1:同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。 ※2:再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

### ■保険の目的に含まれないもの(補償されないもの)

以下のものは補償されない主なものです。詳細は、弊社ホームページ、約款をご覧ください。

- ①自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます) ②通貨、預貯金証書(盗難を除く)、有価証券、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの ③義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの ④動物および植物等の生物 ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラムその他これらに準ずるもの ⑦商品、製品、原材料および営業用の什器、備品、設備、装置その他これらに類するもの など

### ■損害保険金等をお支払いする主な場合

損害保険金等をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は、弊社ホームページ、約款をご覧ください。

- (1)損害保険金  
①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為など ⑧家財の盗難 ⑨通貨の盗難 ⑩預貯金証書の盗難 ⑪いたずら ⑫水害
- (2)持ち出し家財保険金
- (3)費用保険金  
①臨時費用保険金 ②修理費用保険金(※1) ③水道管等修理費用保険金 ④地震火災費用保険金 ⑤ドアロック交換費用保険金 ⑥ピッキング防止費用保険金 ⑦残存物清掃費用保険金 ⑧近隣見舞費用保険金 ⑨緊急避難費用保険金 ⑩洗面台交換費用保険金 ⑪ガラス交換費用保険金 ⑫便器交換費用保険金 ⑬浴槽交換費用保険金 ⑭遺品整理費用保険金(※1)
- (4)その他  
①損害防止費用

※1:被保険者死亡による修理費用保険金および遺品整理費用保険金の請求権者は、被保険者の法定相続人となります(法定相続人がいない場合は、修理費用保険金および遺品整理費用保険金のかわりに、賠償責任保険金を被害者が直接請求できる場合があります。詳細は約款をご覧ください)。その他の保険金の請求権者は被保険者となります。

### ★損害保険金等をお支払いできない主な場合

下記の事由によって生じた損害に対しては損害保険金等はお支払い出来ません。詳細は、弊社ホームページ、約款をご覧ください。

- ①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反  
②家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする親族の故意  
③家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ  
④家財が屋外にある間に生じた盗難  
※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。  
⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

### ■賠償責任保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険金をお支払いする主な事故は次の通りです。詳細は、弊社ホームページ、約款をご覧ください。

- ①火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより住宅(※1)が損壊した場合、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合  
\*1:住宅とは借用住宅のことを言います。  
②日本国内において、被保険者の住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

### ★賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

下記の事由によって生じた損害に対しては賠償責任保険金はお支払い出来ません。詳細は、弊社ホームページ、約款をご覧ください。

- ①ご契約者や被保険者の故意 ②被保険者の心神喪失または指図  
③住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
⑤被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者と同居する者に対する損害賠償責任  
⑦被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任 など

## 3.主な特約とその概要

この保険でセットされる主な特約および概要につきましては約款の特約条項をご参照ください。

## 4.保険期間

この保険の期間は、2年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の2年後の同一日付の前日の24時に終わります。

## 5.お引受条件

- (1)お客さまは別紙にて提示される「家財簡易評価表」を参考に、家財の評価額を算出します。申込書等記載のプラン一覧から保険金額別プラン(保険金額は再調達価格(※1)で設定しております)をお決めください。家財簡易評価表に該当しない保険金額で保険契約をご希望の場合は、お客さまご自身が自己の家財の価格を算出し、保険金額および保険料をご決定ください。なお、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額いっぱい設定してください。ご契約の際、保険金額が家財の評価額を超えており、ご契約者、被保険者等が善意でかつ重大な過失がなかった場合には弊社に対する通知をもってその超過額部分について、取り消すことができます。また、ご契約後に保険の目的価額が著しく減少した場合は、弊社に対する通知をもって減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。 ※1:再調達価額とは、同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。
- ★(2)次の場合は、お引受けできません。  
①同一の被保険者が弊社の他の家財保険または賠償責任保険に既に参加している場合
- ★(3)保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★(4)保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

## 6.保険料および保険料払込期日

実際にお支払いいただく保険料は申込書をご覧ください。保険料の払込期日は次のとおりです。なお、口座振替の払込期日が土日・祝日の場合は、翌営業日が払込期日となります。

払込方法	払込手段	お支払種別	保険料支払	払込期日	お支払保険料
一括払	口座振替	新規	一括払保険料	保険始期日の属する月の翌月27日	一括払保険料
		継続	一括払保険料	保険始期日の属する月の27日	一括払保険料
	その他(*)	新規・継続	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料
年払	口座振替	新規	初回保険料	保険始期日の属する月の翌月27日	年払保険料
			第2回目保険料	保険始期日の属する月の1年後の27日	年払保険料
		継続	初回保険料	保険始期日の属する月の27日	年払保険料
			第2回目保険料	保険始期日の属する月の1年後の27日	年払保険料
月払	口座振替	新規	初回保険料	保険始期日の属する月の翌月27日	月払保険料2か月分
			第2回目以降の保険料	上記の翌月27日	月払保険料1か月分
		継続	初回保険料	保険始期日の属する月の27日	月払保険料1か月分
			第2回目以降の保険料	上記の翌月27日	月払保険料1か月分
	その他(*)	新規・継続	初回保険料	保険始期日	月払保険料1か月分
			第2回目以降の保険料	上記の1ヶ月後以降各月の保険始期応当日	月払保険料1か月分

(\*)その他とは、払い込み方法が一括払いの場合は ①コンビニエンスストア払込 ②弊社銀行口座への直接払込 ③団体集金 をいい、月払の場合は団体集金をいいます。

★保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

## 7.保険料の払込方法・払込手段

- (1)保険料の払込方法・払込手段は、2年一括払(口座振替、その他)、年払(口座振替)、月払(口座振替、その他)があります。2年一括払のその他とは、クレジット払、コンビニエンス払込、弊社銀行口座への直接払込、団体集金をいいます。また、月払のその他とは、団体集金をいいます。  
(2)保険料の払込みについて、ご契約者のやむを得ない事情による場合は、払込期日の翌月末日までを保険料の払込猶予期間とします(コンビニエンスストア払込、弊社銀行口座への直接払込、団体集金による2年一括払の場合を除きます)。

## 8.満期返戻金、契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

## 9.解約および解約返戻金の有無について

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。手続きに必要な書類をご郵送します。なお、払込方法が月払の場合、解約返戻金はありません。また、ご契約の保険期間のうち既経過であった期間に対して保険料をご請求させていただくことがあります。払込方法が2年一括払、年払の場合は保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。詳しくは弊社までお問い合わせください。

【お客様へのお願い】被保険者がご契約者と異なる場合には必ずその旨をお申し出いただき、この書面の重要な事項を必ず被保険者へお伝えください。

■保険に関するご質問・ご相談・苦情・ご連絡先窓口

日本ワイド少額短期保険株式会社 TEL 0120-767-081 【営業時間】9:00~17:00(土日・祝日除く)



- ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご確認いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款(弊社ホームページ <https://www.japan-wide.co.jp/insurance1/>にございます)をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので、必ずご確認ください。

## 1.クーリングオフ(契約申し込みの撤回等について)

- (1)ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。ただし、次のご契約等はクーリングオフはできませんのでご注意ください。
  - ①営業または事業のためのご契約
  - ②法人または社団・財団等が締結された契約
- (2)クーリングオフをされる場合は、クーリングオフの説明書を受領した日と保険契約申込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に弊社宛に必ず郵送にて行ってください。ただし、すでに保険金をお支払する事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。
- (3)ご郵送いただくハガキまたは封書には、次の必要事項をご記入ください。 ※ご契約を申込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受理することはできません。

<b>必要事項</b>	① ご契約をクーリングオフする旨の記載 ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名(捺印)、ご連絡先電話番号 ③ ご契約を申し込まれた保険の内容として、申込年月日、保険商品名(家財保険・賠償責任保険)、証券番号 ④ ご契約を申し込まれた代理店名(おわかりになれば、取扱営業店名についてもご記入ください)	<b>送付先</b>	〒818-0083 福岡県筑紫野市針摺中央2丁目16-8-3F 日本ワイド少額短期保険株式会社
-------------	--	------------	---

## 2.被保険者について(範囲と制限)

- ★(1)範囲：家財保険、賠償責任保険の被保険者はこの保険における住宅に居住する申込書被保険者氏名欄に記載の方(「記名被保険者」といいます)およびその方と同居する方(「無記名被保険者」といいます)をいいます。なお、無記名被保険者とは ①弊社の他の家財保険契約および賠償責任保険契約における記名被保険者ではないこと、②この家財保険および賠償責任保険における住宅を生活の本拠(※)とすること、③①②いずれにも該当する方をいいます。(※)生活の本拠とは、主に生活をしている場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間居住する住宅を指します。
- ★(2)制限：被保険者には次の制限がありますのでご注意ください。
  - ①家財保険、賠償責任保険契約の記名被保険者が、弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者となることはできません。
  - ②弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者が、この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者となることはできません。
  - ③この家財保険契約、賠償責任保険契約の無記名被保険者が当該住宅に同居しなくなった場合、または当該住宅を生活の本拠として居住しなくなった場合にはこの家財保険契約、賠償責任保険契約の被保険者の資格を喪失します。

## 3.告知義務など

- ★(1)ご契約時に弊社に重要な事項を申出いただく義務(告知義務)があります。申込書の告知事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項とは、①お客さまの氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③住宅の住所 ④住宅の用途 ⑤他の保険契約の有無、をいいます。
- ★(2)ご契約時に次のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。
  - ①ご契約者または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事実がすでに発生していたことを知っていたとき、
  - ②既に被保険者を同じくする弊社の他の家財保険契約および賠償責任保険があることが判明したとき、この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。
  - ③お客さまが、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

## 4.通知義務など

- ★ご契約後に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅滞なく弊社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、お客さまに対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。
  - ①住宅の用途を変更した場合
  - ②家財を譲渡した場合
  - ③家財を他の場所に移転した場合
  - ④家財を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合
  - ⑤被保険者が転居した場合(賠償責任保険)
  - ⑥その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ★お客さまが保険証券等記載の住所または通知先を変更したときは、お客さまは遅滞なく、その旨を弊社までご通知ください。

## 5.保険責任期間の始期と終期

- (1)口座振替の場合の契約締結には、①申込の承諾 ②口座振替依頼書の提出 を要件としています。保険責任開始は、契約締結日以降の日付で、申込書に記載された保険始期日の午前0時から始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日の24時に終わります。
- (2)保険期間がはじまった後、初回保険料の払い込み前に生じた津波については、弊社が初回保険料の受領後に保険金をお支払いします。
- (3)一括払でコンビニエンスストア払込等、口座振替以外の場合および月払団体集金の契約締結には、①申込の承諾 ②保険料の払込 が要件となり、保険責任期間は保険料払込日以降の日付で、保険料払込日時と申込書に記載された保険開始日の0時のどちらか遅い方から始まり、保険始期日の2年後の同一の日付の前日24時に終わります。

## 6.主な免責事由

- ★(1)この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対して保険金をお支払いいたしません。なお、火災保険と賠償責任保険では、支払われない事由が異なりますのでそれぞれ普通保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目をご参照ください。
 

**損害保険金(家財)** ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ②家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ など

**賠償責任保険金** ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ②被保険者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償責任 など
- ★(2)保険金の支払いが累積し、経営維持に重大な影響があると認める場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★(3)保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日までに継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

## 7.保険料の払込猶予期間と契約の失効について

- (1)立替払委託契約による保険料年払いに関する特約がある場合には、払込期日にその払込みを怠ったときは保険契約者と当社および当社が指定した受託会社との立替払契約に基づき、立替払いを請求します。
- (2)口座振替、および月払団体集金による保険料の払込猶予期間は、払込期日の属する翌月末までとなります。
- (3)初回保険料の払込猶予期間内に払込みがなかった場合には、保険始期日に遡って保険契約は失効し、保険金をお支払いいたしません。
- (4)立替払委託契約による保険料年払いに関する特約がある場合には、第2回目以降の払込期日にその払込みを怠ったときは、保険契約者と当社および当社が指定した受託会社との立替払委託契約に基づき、立替払いを請求します。

- ★(5)第2回目以降の保険料の払込猶予期間内に振込みがなかった場合には、払込期日の属する月の保険始期応当日に保険契約は失効し、その翌月以降に生じた事故については保険金をお支払いいたしません。
- ★(6)保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日までに継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

## 8.少額短期保険業者破綻時の取り扱い

万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。ただし、弊社が破産手続き開始の決定を受けたときは、お客さまは保険契約を解除することができます。お客さまが解除しなかったときは、当該保険契約は、破産開始決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

## 9.ご契約時およびご契約後にご注意いただきたいこと

- ★(1)弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引き受け出来ません。
  - ①保険期間が2年を超える場合
  - ②保険金額が家財保険で1,000万円を超える場合
  - ③保険金額が賠償責任保険で1,000万円を超える場合
  - ④1保険契約者あたりの全ての被保険者の保険金額の合計額が家財保険で10億円、賠償責任保険で10億円を超える場合
  - ⑤地震保険法にもとづく地震保険の引受け
- ★(2)他の保険契約がある場合で、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、当該保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この当該保険契約の支払限度額を限度とします。
- (3)保険証券はご契約後に弊社からご郵送または電磁的方法でご契約者の皆さまにご案内いたしますので大切に保管してください。

## 10.事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1)ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れる場合があります。
- (2)火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を弊社の調査前に処分なさらないで下さい。
- (3)賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず弊社にご相談の上、示談交渉を行ってください。弊社の承認がないまま、被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4)被保険者等が保険金を請求する場合は弊社が求める次の書類をご提出いただけます。
  - ①保険金の請求書
  - ②損害見積書
  - ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- ★(5)法人等契約の被保険者に関する特約を付帯している場合など無記名被保険者の保険金請求の場合には次の内容を確認させていただきます。
  - ①記名被保険者と生活の本拠として同居しているかどうか
  - ②契約者(法人等)に対し、被保険者が当該法人の役員または使用人であること、および当該戸室に居住しているかどうか
  - ③当該無記名被保険者が弊社の他の家財保険契約、賠償責任保険契約の記名被保険者でないかどうか
 ※万が一無記名被保険者の重複契約が判明した場合には、弊社は普通保険約款に基づき、保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。保険契約が無効の場合は当該保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- (6)保険金請求については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

■事故受付専用ダイヤル:0120-519-482(フリーダイヤル)／受付時間24時間365日

## 11.契約の更新(契約の継続)

- (1)弊社は、この保険契約の満了する日の60日前までにご契約者宛に継続案内書をご郵送します。
- (2)この保険契約の満了する30日前までに、継続案内書の記載内容に変更がある場合は弊社に通知してください。
- (3)この保険契約の満了する日の前日までに、ご契約者から保険契約を継続しない旨の申し出がない限り、この保険契約の満了日に、継続案内書に記載された契約内容で継続されるものとします。
- (4)保険契約が継続された時は、弊社は継続証を発行します。
- ★(5)弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。この場合は、継続案内書で予めご契約者へお知らせします。
  - ①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること
  - ②当該商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受けないことがあること

## 12.指定紛争解決機関について

弊社はお客さまからお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客さまの必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階 TEL: 0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755  
受付時間: 9:00～12:00、13:00～17:00 受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

## 13.個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客さまの個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

- 1.個人情報の取得** 弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- 2.お客さまに関する情報の利用目的について** お客さまからご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い など
- 3.お客さまに関する情報の外部への提供について** 弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
  - ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)に提供する場合
  - ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者(修理業者、保険事故の当事者等)に提供する場合 など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ(<https://www.japanwide.co.jp/>)をご覧ください。

【お問い合わせ窓口】日本ワイド少額短期保険(株)業務部／福岡県筑紫野市針摺中央2丁目16-8-3F／フリーダイヤル:0120-17-1669／9:00～18:00(土・日祝日を除く)

## 14.特約の補償重複

個人賠償責任保険の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(家財保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(※)

(※)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。